

伊勢崎市内部統制基本方針

1 はじめに

人口減少社会においても安定的、継続的、効率的かつ効果的に行政サービスを提供していくためには、組織として、予めリスクがあることを前提として、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行することが、より一層求められています。

このようなことから、伊勢崎市においては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第150条第2項の規定に基づく基本方針を定め、本方針のもと、法及び伊勢崎市内部統制の推進に関する規程（令和5年伊勢崎市訓令第17号）に基づき、全庁的な内部統制体制の整備及び運用に取り組むとともに、職員一人ひとりが内部統制に主体的に取り組むことで、業務に伴う重大なミスや不祥事例の発生を未然に防ぎ、市民から大きく信頼される行政運営の確立に取り組みます。

2 内部統制の目的

内部統制とは、組織運営を阻害する要因をリスクとして捉え、対応策を講じて適正な事務執行を確保する仕組みです。具体的には、以下に掲げる内部統制の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えるために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスを言います。

(1) 内部統制の4つの目的

① 業務の効率的かつ効果的な遂行

…業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行すること。

② 財務報告等の信頼性の確保

…組織の財務報告又は非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すること。

③ 業務に関わる法令等の遵守

…業務に関わる法令その他の規範を遵守すること。

④ 資産の保全

…資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認のもとに行われるよう、資産の保全を図ること。

内部統制の4つの目的は、以下に掲げる6つの基本的要素から構成されるものであり、基本的要素は、内部統制の目的を達成するために必要とされ、その有効性の判断の規準となるものです。

ついては、前述の内部統制の4つの目的を達成するために、以下の6つの基本的要素を構成する業務に取り組みます。

(2) 内部統制の6つの基本的要素

① 統制環境

…統制環境とは、組織文化を決定し、組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、それぞれに影響を及ぼす基盤をいう。

② リスクの評価と対応

…リスクの評価と対応とは、組織目的の達成に影響を与える事象について、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセスをいう。

③ 統制活動

…統制活動とは、長の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続をいう。

④ 情報と伝達

…情報と伝達とは、必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保することをいう。

⑤ モニタリング

…モニタリングとは、内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスをいう。

⑥ ICT（情報通信技術）への対応

…ICT への対応とは、組織目的を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外の ICT に対し適切に対応することをいう。

3 内部統制の対象とする事務

(1) 財務に関する事務

(2) (1) 以外の事務であって、リスクの発生状況から対象とすべきと判断される事務

令和7年4月1日 伊勢崎市長 臂 泰雄